

# 奄美市創業支援事業助成金のご案内

市の産業の活性化を図るために、市内で新たに創業する方を支援します。

## 助成対象者

- 下記の全てに当てはまる方
- 市内に事業所を設け創業する個人又は法人
- あまみ創業塾の受講証明書を受領した方
- 申請時において、開業届又は法人設立届を提出して3年未満の方
- 市税を滞納していない方
- 奄美市中心市街地店舗リフォーム補助金の交付を受けていない、かつ、1年以内に受けない方
- 奄美市中心市街地出店支援事業補助金(R5年度廃止)の交付を受けていない方

## 助成対象事業

- 下記の全てに該当しない事業
- 風俗営業法の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第5項に規定する事業
- フランチャイズ契約又はチェーンストア又はこれらに類する契約に基づく事業
- 会社法第2条第3号に規定する子会社

## 助成対象経費

- ・ 設立時の登記に係る費用
- ・ 店舗等購入費
- ・ 事業所の改装費
- ・ 設備費
- ・ 原材料費
- ・ 広報費
- ・ マーケティング調査費
- ・ その他開業に必要と認められる経費

## 助成金の額

- 助成対象経費の2分の1
- 会社を設立した代表者・・・**30**万円以内
  - 個人開業、企業組合、協業組合、NPO法人等の代表者・・・**20**万円以内

申請の流れ

あまみ創業塾受講

創業

助成金申請

【必要書類】

- ①申請書
- ②創業支援事業計画書
- ③あまみ創業塾受講証明書
- ④法人:商業登記簿謄本  
個人:開業届の写し
- ⑤納税証明書
- ⑥経費の支払いを証明する書類
- ⑦その他市長が必要と認める書類

助成金決定兼確定通知

助成金支払い